

設備面における整備条件等の一覧について（概要版）

	認可保育所 (0～5歳・定員60人程度)		小規模保育事業 (0～2歳・定員19人程度)	
	土地の場合※1	建物の場合	土地の場合※1	建物の場合
規模・大きさ (目安※2)	敷地面積500㎡以上	建物延べ床面積300㎡以上	敷地面積150㎡以上	建物延べ床面積100㎡以上
整備場所	・認可保育所の『整備が必要な地域』に指定されている必要があります。 ・対象地が土砂災害特別警戒区域のレッドゾーンに指定されている場合は、原則として整備はできません。ただし、敷地の一部のみがレッドゾーンである等、物件の状況によっては整備できる場合もありますので、ご相談ください。 ・対象地が都市計画道路など、市等で進める他の事業計画がある場合は整備ができない場合があります。		・小規模保育事業の『整備が必要な地域』に指定されている必要があります。	
屋外遊技場(園庭)の条件	屋外(敷地内)で2～5歳児の人数×3.3㎡のスペースが必要になります。ただし、屋外遊技場を確保できない場合、一定の要件を満たせば緩和を受けることができます。		屋外(敷地内)で2歳児の人数×3.3㎡のスペースが必要になります。ただし、屋外遊技場を確保できない場合、近隣の公園等(児童の歩行速度で5分程度。概ね300m以内)で代用可能とします。	
園庭の緩和	①道のりで概ね300mの距離に都市公園がある。 →基準面積を1/2に緩和ができます。 ②①の条件に加えて、直線距離で概ね300mの距離に駅がある。 →屋外で最低30㎡のプール遊びができるスペースがあれば、園庭は不要となります。		-	
接道・二方向避難	建築基準条に基づき、施設規模によって接道の要件が異なりますので、ご相談ください。	建物及び各保育室からの二方向避難が必要となります。	-	建物及びテナント区画からの二方向避難が必要となります。
2以上の階段	-	2階以上に保育室等が設けられている場合、避難用階段等が別途必要になってきます。階数により階段等の要件が異なりますので、ご相談ください。	-	2階以上に保育室等が設けられている場合、避難用階段等が別途必要になってきます。階数により階段等の要件が異なりますので、ご相談ください。
採光	採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積がその居室の床面積に対して1/5以上ある。 →条件によっては1/7以上でも可能です。			
周辺環境	・近隣にすでに認可保育所があっても、整備は可能です。 ・保育の質確保の観点から風営法該当店舗が近隣にある場合認められない場合がありますので、ご相談ください。			
耐震基準	-	基本的には新耐震基準が求められます。旧耐震基準でも再調査や改修等を行ってれば認められる場合もありますので、ご相談ください。	-	基本的には新耐震基準が求められます。旧耐震基準でも再調査や改修等を行ってれば認められる場合もありますので、ご相談ください。
検査済証の有無	-	原則、保育所用途の検査済証は必要となります。ない場合でも検査済証が交付されていることがわかれば認められる場合もありますので、ご相談ください。	-	原則、検査済証は必要となります。ない場合でも検査済証が交付されていることがわかれば認められる場合もありますので、ご相談ください。用途は「事務所」「店舗」等でも問題ありません。
福祉のまちづくり条例への適合	-	基本的には適合が必要となります。一部緩和がありますので、ご相談ください。	-	児童福祉施設ではないため適合は必要ありません。ただし、利用しやすいような施設整備をお願いします。
開所時期	4月1日開所が原則となります。			
補助金の額(整備費)	原則、横浜市から不動産オーナーへの工事費用の補助は行っていません。運営法人が内装を整備する際の工事費用について、60名定員の園の場合、基準額6,000万円に補助率3/4を乗じて得た額(4,500万)を補助しています。		原則、横浜市から不動産オーナーへの工事費用の補助は行っていません。運営法人が内装を整備する際の工事費用について、基準額2,200万円に補助率3/4を乗じて得た額(1,650万)を補助しています。	

※1：所有者等が当該土地に建物を建設して賃貸借する場合は、「建物の場合」に準じたものとしてください。

※2：定員規模によって必要面積は異なるため、上記の面積未満の物件でも整備できる場合があります。